


(様式第9号) 身分証明書

(表面)

写真	身分証明書 第 号
	所属・職名
	氏 名
	生 年 月 日
	上記の者は、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第12条第1項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。
	年 月 日
	( 年 月 日まで有効)
	宮城県知事 

(裏面)

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律[抜粋]

(報告徴収及び立入検査)

第12条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、特定地域づくり事業協同組合に対し必要な報告を求め、又はその職員に、特定地域づくり事業協同組合の事務所その他の事業所に立ち入らせ、特定地域づくり事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の過料に処する。

一 第5条第5項又は第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(規格) 縦5.4cm×横8.5cmとする。